

素案への意見とその対応（第2回目国民保護協議会以降）

1

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
6	8 市は、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する市域に係る国民保護措置等について、その内容に応じ、国・県から入手した情報、武力攻撃災害等の状況、その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。	市職員の安全確保にも配慮する必要があるので、市も加えた方がよいのではないか。 (県との第2回目事前相談指摘事項)	8 市は、市及び県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する市域に係る国民保護措置等について、その内容に応じ、国・県から入手した情報、武力攻撃災害等の状況、その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。	指摘のとおり「市及び」を追加で記述しました。
16	【機関ごとの事務又は業務の大綱】の表 表の記述順 「県」 「市」	市の計画なので、県と市の順番を入れ替えて、市の事務又は業務の大綱を先に記載した方がよいのではないか。 (県との第1回目事前相談指摘事項)	【機関ごとの事務又は業務の大綱】の表 表の記述順 「市」 「県」	指摘のとおり訂正しました。
23	【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】の表中 「医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1・2項)」	法第160条第2項により、医療の実施の要請等に関する損害補償は、都道府県が行うこととされているため、損害補償の項目中、「医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1・2項)」を削除する。	【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】の表中 「医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1・2項)」を削除	指摘のとおり削除しました。

素案への意見とその対応（第2回目国民保護協議会以降）

2

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
		(県との第1回目事前相談指摘事項)		
26	3(1) 通信手段としては、携帯電話、衛星電話、本市の所有する無線通信網（防災行政無線、地域防災無線、消防無線）、インターネット、加入電話及び臨時電話、本市の保有する以外の無線局等（アマチュア無線、非常通信連絡会の無線局）を活用するものとする。	消防庁における安否情報システムの構築は、市町村とのネットワークについてはL G W A Nを利用することとなっている。（事務局）	3(1) 通信手段としては、携帯電話、衛星電話、本市の所有する無線通信網（防災行政無線、地域防災無線、消防無線）、インターネット、 <u>L G W A N（総合行政ネットワーク）</u> 、加入電話及び臨時電話、本市の保有する以外の無線局等（アマチュア無線、非常通信連絡会の無線局）を活用するものとする。	追加で記述しました。
72	2(1) 市は、携帯電話、衛星電話、本市の所有する無線通信網（防災行政無線、地域防災無線、消防無線）、インターネット、加入電話及び臨時電話を活用し、（以下省略）		2(1) 市は、携帯電話、衛星電話、本市の所有する無線通信網（防災行政無線、地域防災無線、消防無線）、インターネット、 <u>L G W A N（総合行政ネットワーク）</u> 、加入電話及び臨時電話を活用し、（以下省略）	
42	第4 医療救護体制の整備 四角囲み内 医療の提供など救援は、県において実施することになっている	市は、県を補助するだけでなく、県からの委任により救援を行うことと	第4 医療救護体制の整備 四角囲み内 医療の提供など救援は、県において実施することになっているが、 <u>市は、</u>	指摘のとおり訂正しました。

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	が、市は救援を補助し、消防においては武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとなっていることから、(以下省略)	なるため、「市は、県から事務の委任を受け、又は県を補助して救援を実施し、…」に修正してはいかがか。 (県との第2回目事前相談指摘事項)	県からの事務の委任を受け、又は県を補助して救援を実施し、消防においては武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとなっていることから、(以下省略)	
43	【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】の図中、「重傷者」の記述	県計画では「症」の文字を使用しているため、「重症者」へ修正すること。 (県との第1回目事前相談指摘事項)	【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】の図中 「重傷者」 「重症者」	指摘のとおり訂正しました。
48	1(2) (前段省略)連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。 【情報連絡室の組織構成図】の図中、「連絡室の設置報告」の記述	46ページで「以下「情報連絡室」という」としているため、「連絡室」を「情報連絡室」に修正する。 (県との第1回目事前相談指摘事項)	1(2) (前段省略)情報連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。 【情報連絡室の組織構成図】の図中、「情報連絡室の設置報告」	指摘のとおり訂正しました。
50	【警戒本部設置までの流れ】 図中 「警戒連絡室」と記述されている箇所	「警戒連絡室」を「警戒本部」へ修正する。 (県との第2回目事前相談指摘事項)	【警戒本部設置までの流れ】 図中 「警戒連絡室」 「警戒本部」	指摘のとおり訂正しました。
51	【警戒連絡室の組織構成図】 図中	警戒連絡室の組織構成図において、はじめて警戒本部員会議が出てくる	【警戒連絡室の組織構成図】 図中	「警戒連絡室」は、市長がトップとな

素案への意見とその対応（第2回目国民保護協議会以降）

4

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	「警戒連絡室」の記述	が、連絡室と本部員会議の関係が不明。連絡室のトップは、室長（市長）なのか本部長なのかも不明。連絡室のトップが本部長であるならば、設置するのは、警戒連絡室ではなく警戒本部でもよいのではないか。 (県との第1回目事前相談指摘事項)	「警戒連絡室」「警戒本部」	ること及び全庁体制を取ることから、指摘のとおり「警戒本部」へ訂正しました。
58	(6) (前段省略)市に対し、市国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合については、(以下省略) (6) (前段省略)国民保護対策本部を設置すべき国の指定の通知があった場合には、(以下省略)	国から通知されるのは、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定であるので、「国の指定の通知」が「国からの指定通知」の意味であるならば、まぎらわしくないよう「設置すべき市の指定の通知」や「国からの指定通知」などに表現を工夫すること。 (県との第1回目事前相談指摘事項)	(6) (前段省略)市に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、(以下省略) (6) (前段省略)国民保護対策本部を設置すべき国からの指定の通知があった場合には、(以下省略)	指摘のとおり訂正しました。
70	【現地調整所の組織編成例】の図中 「消防機関」の記述なし 「千葉海上保安」の記述	69 ページに(6)の本文に「消防機関」が記述されていることから、現地調整所の図に「消防機関」を加え、「千葉海上保安」を「千葉海上保安部」に修正すること。	【現地調整所の組織編成例】の図中 「消防機関」を図に追加 「千葉海上保安」 「千葉海上保安部」に修正	指摘のとおり訂正しました。

素案への意見とその対応（第2回目国民保護協議会以降）

5

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
		(県との第1回目事前相談指摘事項)		
74 123	3(1) 本文中「防衛庁長官」の記述 (2) 緊急対処事態認定前後の 関係機関の基本的な連携モデル 図中 「防衛庁」の記述	防衛庁設置法等の一部を改正する法律が平成19年1月9日から施行されることに伴い、国民保護法・事態対処法が一部改正されるため「防衛庁長官」を「防衛大臣」、「防衛庁」を「防衛省」に修正。(事務局)	3(1) 本文中 「防衛庁長官」 「防衛大臣」 (2) 緊急対処事態認定前後の関係機関の基本的な連携モデル 図中 「防衛庁」 「防衛省」	防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、訂正しました。
76 他	7(2) 市は、市社会福祉協議会が設置したボランティアセンターや避難所等に臨時に設置されるボランティアセンターにおける登録・派遣調整や受入体制の確保について協力をするものとする。 他「避難所」と記述のある箇所	避難所は避難施設の誤記。(事務局)	7(2) 市は、市社会福祉協議会が設置したボランティアセンターや避難施設等に臨時に設置されるボランティアセンターにおける登録・派遣調整や受入体制の確保について協力をするものとする。 他、「避難所」 「避難施設」	誤記を訂正しました。
77	第4 警報及び避難の指示等	避難の指示は国・県の所管事項であるため、記述内容に沿った見出しに修正。(事務局)	第4 警報及び避難の伝達等	記述内容に沿った見出しに訂正しました。
92	【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】の図中	県計画やモデル計画には記述されている「避難施設・関係機関等」や「県	【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】の図中	誤記を訂正しました。

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	「避難施設・関係機関」、「県・警察本部等」と「県」、「市」への情報収集クロス矢印 なし 県から市への情報提供の矢印	警察本部等」から「県」・「市」への情報収集クロス矢印をなくした理由は何か。また県から市への情報提供の矢印があるが、提供とはなにか。 (県との第1回目事前相談指摘事項)	「避難施設・関係機関等」、「県警察本部等」から「県」、「市」への情報収集クロス矢印を追加 県から市への情報提供の矢印を削除	
99	退避の指示に伴う措置等 ア 知事への通知等 (以下省略) ウ 警察官等による避難の指示 知事、警察官、海上保安官などは、市長による退避の指示を待ついとまがないと認めるときなどにおいて、必要と認める地域の住民に対して、 <u>退避の指示を行うことができる。</u>	市以外の主体が講ずる措置についての記述であるが、市の計画で初めて規定したことのよう読まれるおそれがあるため、 「知事、警察官、海上保安官などは、…退避の指示を行うことができる。」を「知事、警察官、海上保安官などは、…退避の指示を行うことができることとされている。」としてはどうか。 (県との第1回目事前相談指摘事項)	退避の指示に伴う措置等 ア <u>退避の伝達等</u> (以下省略) ウ <u>知事による退避の指示</u> 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、 <u>退避の指示をすることができることとされている。</u> エ <u>警察官等による退避の指示</u> 警察官、海上保安官などは、市長による退避の指示を待ついとまがないと認めるときなどにおいて、必要と認める地域の住民に対して、 <u>退避の指示を行うことができることとさ</u>	「ア」の見出しについては、計画の記述内容が伝達等であることから訂正しました。 退避の指示については「市長」以外に「知事」、「警察官等」、「自衛官」が実施できることと法112条で規定されていることから、追加で記述訂正しました。 また、実施主体が「市」以外となる退避の指示につ

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
			<p>れている。</p> <p>オ <u>自衛官による退避の指示</u> 出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の住民に対し、市長、その他市長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合限り、<u>退避の指示ができることとされている。</u></p>	<p>いては、県の指摘のとおり記述を「されている」に訂正しました。</p>
100	(2) <u>警戒区域の設定等</u>	<p>の見出し「警戒区域の設定等」の「等」には何が含まれるのか。 (県との第1回目事前相談指摘事項)</p>	(2) <u>警戒区域の設定</u>	<p>の記述内容は、「設定」のみであることから「等」を削除しました。</p>
100	<p><u>警戒区域の設定に伴う措置等</u></p> <p>エ <u>警察官等による警戒区域の設定等</u> 警察官、海上保安官などは、市長による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があっ</p>	<p>市以外の主体が講ずる措置についての記述であるが、市の計画で初めて規定したことのように読まれるおそれがあるため、「警察官、海上保安官などは、...警戒区域の設定を行うことができる。」を「知事、警察官、海上保安官などは、...警戒区域の設定</p>	<p><u>警戒区域の設定に伴う措置等</u></p> <p>エ <u>知事による警戒区域の設定</u> 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、<u>警戒区域を設定できることとされている。</u></p>	<p>警戒区域の設定については「市長」以外に「知事」、「警察官等」、「自衛官」が実施できると法114条で規定されていること</p>

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	<p>たときは、<u>警戒区域の設定を行うことができる。</u></p>	<p>を行うことができることとされている。」に修正してはいかがか。 また、「又はこれらの者から要請があったときは、」の「これらの者」とは市長と知事を指していると思いますが、原文では知事の位置づけがはっきりしないので、検討願います。 (県との第1回目事前相談指摘事項)</p>	<p>オ <u>警察官等による警戒区域の設定</u> 警察官または海上保安官は、市長若しくは知事による警戒区域の設定の措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったとき、<u>警戒区域の設定をできることとされている。</u> カ <u>自衛官による警戒区域の設定</u> 出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の住民に対し、市長、その他市長の職権を行うことができる者が警戒区域の設定をすることができないと認める場合に限り、<u>警戒区域の設定ができることとされている。</u></p>	<p>から、追加で記述訂正しました。また、実施主体が「市」以外となる警戒区域の設定については、県の指摘のとおり記述を「されている」に訂正しました。</p>
103	<p><u>警察署、消防機関等による支援</u> <u>警察署、消防機関等</u>は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、</p>	<p>市の計画であるので、市の組織である消防機関についての記載で足りると思われます。消防機関への生活関連等施設の管理者からの支援の求めについては法第102条第4項に規定</p>	<p><u>消防機関による支援</u> <u>消防機関</u>は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機</p>	<p>見出し及び本文に記述されている「警察署、消防機関等」を「消防機関」に訂正しまし</p>

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。	があり、消防の事務分掌以外ということであれば、事務分掌の見直しについての検討が必要ではないでしょうか。なお、警察署を残すのであれば、貴市以外の主体が講ずる措置であることから、文末を「…支援を行うこととされている。」のように修正してください。 (県との第2回目事前相談指摘事項)	材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。	た。
104	(2) 【対象】イ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物 (以下省略)	誤記を修正すること。 (県との第1回目事前相談指摘事項)	(2) 【対象】イ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(以下省略)	誤記を訂正しました。
111	第10 国民生活の安定に関する措置 四角囲み内 市は、武力攻撃事態等において、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。	水の安定的な供給は県水道局が実施し、市はその情報を共有することとなっている。(事務局)	第10 国民生活の安定に関する措置 四角囲み内 市は、武力攻撃事態等における、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。	計画内容に沿った記述に訂正しました。
122 他	【緊急対処事態認定可能性事案発生時の主な関係機関の役割】	県計画と整合性を図るため、記述内容を同じようにすること。	【緊急対処事態認定可能性事案発生時の主な関係機関の役割】表中	県計画と記述を統一し、訂正しました。

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	<p>の表中 県の役割の記述 「情報収集、情報提供など」</p> <p>【放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割】表中 自衛隊の役割の記述 「なし」</p>	(県との第1回目事前相談指摘事項)	<p>県の役割の記述 「情報収集、情報提供、<u>健康相談</u>など」</p> <p>【放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割】表中 自衛隊の役割の記述 「<u>搜索及び救出</u>など」</p>	た。
123	(2) 緊急対処事態認定前後の関係機関連携モデル	計画に標記されている図は、基本的なモデルとなっている。(事務局)	(2) 緊急対処事態認定前後の関係機関の <u>基本的な</u> 連携モデル	見出しに「基本的な」を追加で記述しました。
124	<p>2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割</p> <p>大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、<u>連携モデル及び発生時の連絡系統図</u>は以下の</p>	<p>計画に記述しているのは関係機関の主な役割であり、相互連携モデルについては記述されていない。</p> <p>(事務局)</p> <p>連携モデル及び発生時の連絡系統図については、記述されていない。</p> <p>(事務局)</p>	<p>2 使用物質別の<u>主な関係機関</u>の役割</p> <p>大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されている。</p>	<p>計画の記述内容に沿った見出しに訂正しました。</p> <p>計画内容に沿った本文に訂正しました。</p>

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	<u>とおり想定される。</u>			
127	第1章 四角囲み内 市は、その管理する施設及び設備について、 <u>武力攻撃事態等による被害が発生したときには、</u> (以下省略)	「武力攻撃事態等」の「等」には、緊急対処事態が含まれていないため、「…武力攻撃事態等による被害が発生したときは、…」を「…武力攻撃事態等及び緊急対処事態による被害が発生したときは、…」に修正すること。 (県との第1回目事前相談指摘事項)	第1章 四角囲み内 市は、その管理する施設及び設備について、 <u>武力攻撃災害等</u> が発生したときには、(以下省略)	「武力攻撃事態等による被害」を「武力攻撃災害等」に訂正しました。 また、「武力攻撃災害等」は5頁に前述されていることから、当頁で『武力攻撃事態等及び緊急対処事態における災害(以下、「武力攻撃災害等」という。)]と定義しました。
128	第2章 四角囲み内 市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のための必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して	「応急の復旧」に関する記載となっているので修正すること。 (県との第1回目事前相談指摘事項)	第2章 四角囲み内 市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害が発生したときは、武力攻撃災害等の復旧を行うこととし、のための必要な措置を講じることとし、武力攻撃災害等の復旧に関して必要な事項	復旧についての記述に訂正しました。

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	必要な事項について、以下のとおり定める。		について、以下のとおり定める。	
129	1(1) (前段省略) 施行令第47条が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。	施行令第47条が定めるのは費用の範囲のみで、その他請求の方法等についても別途国が定めることとなるため、「...別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。」に修正すること。 (県との第1回目事前相談指摘事項)	1(1) (前段省略) <u>別途国が定めるところにより</u> 、国に対し負担金の請求を行う。	指摘のとおり訂正しました。